

久吉ダム水道企業団建設工事最低制限価格制度実施要領

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、久吉ダム水道企業団が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札にあたって最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む（以下「税込み」という。））の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、久吉ダム水道企業団が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込み）が1,300,000円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜き」という。））の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額（税抜き）を予定価格（税抜き）で除して得た割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92、100分の75に満たない場合にあっては100分の75を予定価格（税抜き）に乘じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、100分の75から100分の92の範囲内で定める割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を

落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みしたものを落札者（一般競争入札のうち、入札後に入札参加資格の有無を審査する入札については落札候補者）とする。

（入札執行回数）

第6条 一般競争入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。ただし、予定価格を入札後に公表する案件で、落札者若しくは落札候補者がいない場合に限り2回まで行うことができるものとする。

2 指名競争入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合に限り3回まで行うことができるものとする。

（1）予定価格を入札前に公表する案件で、最低制限価格を下回る価格による申込みをしたものが2者以上あり、かつ、落札者がいない場合

（2）予定価格を入札後に公表する案件で、入札辞退者を除いた入札参加者が2者以上あり、かつ、落札者がいない場合

（最低制限価格の周知）

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

（最低制限価格制度の対象外）

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に公告される入札は、なお従前の例による。